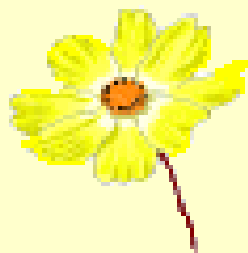


利用の手順

- (1) 見学をしていただく。体験希望があった際には、ご本人様及び関係機関から情報提供をしていただく。
 - (2) スタッフが体験利用の受入れを検討する。
 - (3) 受入れが認められた場合、6～8日間程度の体験利用をしてもらう。
 - (4) 体験利用中に正式利用への意思確認を行う。区役所への申請及び正式利用開始に合わせて医師の意見書及び担当ケースワーカーからの参考資料を提出していただく。
 - (5) スタッフが入所判定会議を開き、入所の受入れを検討する。
 - (6) 入所が認められた場合は、入所申込書を提出する。
- ※入所日は、出身市町村にサービスの利用を申請し、障害福祉サービス費の支給決定がされ、受給者証に記載された有効期間開始日以降となる。

必要書類

- (1) 医師の意見書
(正式入所の際に提出)
- (2) 担当ケースワーカーの参考資料(")
- (3) 入所申込書(")
- (4) 障害福祉サービス受給者証の写し
※受給者証の交付を受けるためには、出身市町村にて利用申請を行う。



オリジナル商品



アイスクリーム販売

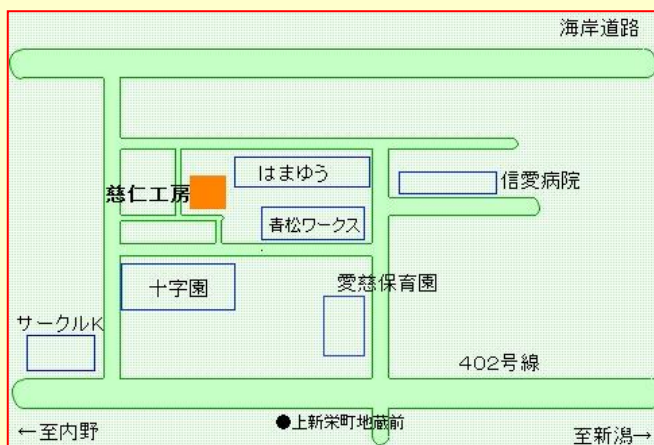


焼き芋



交通のご案内

バス:有明経由『上新栄町地藏前』下車
徒歩3分
JR:越後線『寺尾駅』下車
徒歩20分



障害福祉サービス事業者

慈仁工房



社会福祉法人 更生慈仁会

慈仁工房

〒950-2076

新潟市西区上新栄町1丁目2番12号

TEL 025(269)2039

FAX 025(269)2060

E-mail koubou@mist.ocn.ne.jp

開設年月日

平成14年4月1日

事業の種類

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業
(平成18年10月1日指定)

サービスの種類

就労継続支援事業B型(平成18年10月1日指定)
就労移行支援事業(平成22年10月1日指定)

事業の目的

働く意志・能力がありながらも就労が困難な精神障害者に労働の場を提供し、職業指導及び生活支援を行うことにより利用者の社会的自立と就労の促進を図ることを目的とする。

職員

所長1名、サービス管理責任者1名
〈就労継続支援B型事業〉
職業指導員3名、生活支援員1名
目標工賃達成指導員1名
〈就労移行支援事業〉
職業指導員1名、生活支援員1名
就労支援員1名

利用定員

就労継続支援B型事業 25名(最大1日37人まで)
就労移行支援事業 6名(〃1日9人まで)

利用期間

就労継続支援B型事業 制限なし
就労移行支援事業 2年以内



利用料

サービス費の1割
就労継続支援B型事業 1日 508円
就労移行支援事業 1日 513円
初期加算(利用開始後30日間のみ1日30円)
福祉専門職配置加算(1日6円)
※所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が決められる等
種々の軽減制度があります。

営業日

毎週月～金曜日(土・日曜、祝日は休業)の
9:00～15:00
(希望者のみ延長作業15:15～16:45)
※30分を1出勤単位とする。
※利用者は病気の回復具合や体調によって、
出勤日や作業時間を調整できる。

日課

9:00 朝会、体操、清掃、始業
10:30 休憩(15分)
12:00 作業終了
昼食、昼休み
13:00 作業開始
14:00 休憩(10分)
15:00 作業終了、終会
15:15 延長作業開始(希望者)
16:45 " 終了



作業種目

紙器組立(受託作業)、縫製、カレー弁当作り
名札販売(法人内)、農耕、各種自主製品製作
米・アイスクリーム・紙風船・市指定ゴミ袋の販売
宅配取次・焼き芋販売(時期限定)
町の便利屋(除草作業など)
リネン管理(信愛病院内の基準寝具への実習)
公園清掃(興人団地自治会・寺尾中央公園)
洗濯物たたみ作業(十字園)

作業工賃

作業で得た純収入(作業収入ー必要経費)を
出勤単位数に基づいて利用者に配分する。
給料日は毎月末日

行事

花見(春)、食事会(初夏)
芋煮会(秋)、日帰り旅行(秋)
忘年会(冬)、茶話会等



利用基準

- (1) 精神障害者であって主治医の許可のある者
- (2) 就労を希望する者または授産活動に参加する意欲のある者で、下記のいずれかの条件を満たす者

〈就労継続支援B型〉

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用した結果、就労に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は就労移行支援事業等の利用が困難と判断された者

〈就労移行支援〉

- ① 一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習や職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる者
- ② 65歳未満の者

- (3) 上記(1)、(2)の条件を満たし、出身市町村長による訓練等給付費の支給決定を受けた者